

議案第一号

港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年二月十四日

提出者 港区長 武井雅昭

港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年港区条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「法別表第二の第二欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務（法第十九条第八号に規定する特定個人番号利用事務をいう。第三項において同じ。）」に改め、同条第三項中「法別表第二の第二欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第四欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報（法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報をいう。）」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。
別表第二の十六の項中「別表第一の七の項」を「別表八の項」に改め、同表の十七の項中「別表第一の八の項」を「別表九の項」に改め、同表の十八の項中「別表第一の九の項」を「別

表十の項」に改め、同表の十九の項中「別表第一の十の項」を「別表十四の項」に改め、同表の二十の項中「別表第一の十二の項」を「別表二十一の項」に改め、同表の二十一の項中「別表第一の十五の項」を「別表二十三の項」に改め、同表の二十二の項中「別表第一の十六の項」を「別表二十四の項」に改め、同表の二十三の項中「別表第一の十九の項」を「別表二十七の項」に改め、同表の二十四の項中「別表第一の三十の項」を「別表四十四の項」に改め、同表の二十五の項中「別表第一の三十四の項」を「別表五十一の項」に改め、同表の二十六の項中「別表第一の三十六の二の項」を「別表五十五の項」に改め、同表の二十七の項中「別表第一の三十七の項」を「別表五十六の項」に改め、同表の二十八の項中「別表第一の四十一の項」を「別表六十一の項」に改め、同表の二十九の項中「別表第一の四十三の項」を「別表六十三の項」に改め、同表の三十の項中「別表第一の四十五の項」を「別表六十五の項」に改め、同表の三十一の項中「別表第一の四十六の項」を「別表六十六の項」に改め、同表の三十二の項中「別表第一の四十七の項」を「別表六十七の項」に改め、同表の三十三の項中「別表第一の四十九の項」を「別表七十の項」に改め、同表の三十四の項中「別表第一の五十六の項」を「別表八十一の項」に改め、同表の三十五の項中「別表第一の五十九の項」を「別表八十五の項」に改め、同表の三十六の項中「別表第一の六十一の二の項」を「別表九十三の項」に改め、同表の三十七の項中「別表第一の六十三の項」を「別表九十五の項」に改め、同表の三十八の項中「別表第一の六十八の項」を「別表百の項」に改め、同表の三十九の項中「別表第一の七十

の項」を「別表百五の項」に改め、同表の四十の項中「別表第一の八十四の項」を「別表百十七の項」に改め、同表の四十一の項中「別表第一の九十四の項」を「別表百二十七の項」に改め、同表の四十二の項中「別表第一の九十八の項」を「別表百三十一の項」に改める。

別表第三の四の二の項中「別表第一の八の項」を「別表九の項」に改め、同表の五の項中「別表第一の十五の項」を「別表二十三の項」に改め、同表の六の項中「別表第一の二十七の項」を「別表四十の項」に改め、同表の七の項中「別表第一の六十三の項」を「別表九十五の項」に改め、同表の八の項中「別表第一の九十四の項」を「別表百二十七の項」に改める。

付 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

（説 明）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部改正に伴い、引用している条項番号を変更するため、本案を提出いたします。